

不要な「住民同意書」求める

富岡の施設 新設補助申請

県「国が提出指示 国は「ありえない」

今年6月、富岡市内の社会福祉法人が知的障害者施設を新設するにあたり、国への補助金申請の際に、県が本来必要ではない「地元住民の同意書」の提出を同法人に求めていたことが29日、分かった。申請窓口の県は「厚生労働省が提出を指示した」とするが、同省は「障害者差別につながるような要求は一切していない。住民の同意書は元々不要だ」とし、全くの食い違いを見せている。このため、施設の新設計画は凍結状態のままとなっている。

【梶谷敦子】

計画は凍結状態
補助金を申請したのは

社団法人「上州水士舎」
(金谷透代表)。富岡市
後編で授産施設「水士舎」

を運営し、中・軽度の知的障害者30人が就労目的で利用している。新設予定の施設は既存施設に隣接する形で建設を予定しており、重度障害者の生活訓練などのための更生施設で、20人ほどの定員を想定している。既に約950平方メートルの土地を取得し、05年10月に県障害政策課に国への補助金申請を提出した。

ながら、県が態度を保留しており、新設計画そのものが宙に浮いた状態となっている。

県障害政策課は「県職員が厚生労働省で新設計画の概要を説明した際、追加資料として『地元住民の同意書』を求められた」とし、水士舎から依然、



生施設の設置計画が進まず、雑草が生い茂る予定地。の建物は現在ある授産施設—富岡市後編で

こうした障害者施設は国、県双方から補助金を受けることができる。国の交付決定の内示後、県も同様に交付を決定し、着工となるのが通例だ

同意書の提出がないため、「地元住民との調整が必要と判断した」という。

一方、厚生労働省は「差別感情を刺激しかねず、5年以上前から同意書提出を申請条件から撤廃している。こちらの

指示などはありえない(障害福祉課)という。

県の10障害保健福祉域で、富岡・甘菜地区1施設当たりの障害者(身体障害者を含む)1508人で、県平均932人を大きく上っている。また、知的障害者施設は2カ所しかなく、施設不足が指摘されている。富岡市福祉「施設を増やしてほしい」という要望は多いの……。県と施設で住意見をまとめてほしいと話している。